

## 入札公告（説明書）

令和7年3月25日  
東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 堀 圭一

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

### 調達手続の概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 契約件名（工事名）    | 道東自動車道 占冠地区下部工工事<br>【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号 41】   |
| 2. 工事内容         | 工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと   |
| 3. 契約責任者        | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一  |
| 4. 契約担当部署       | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30<br>(電話) 011-896-5777<br>(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. 入札方法         | 電子入札または郵送入札   |
| 6. 単価表の提出       | 必要…入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること  |
| 7. 契約書の作成       | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと  |
| 8. 支払条件         | 前金払の有無：「有」<br>部分払の有無：「有」  |
| 9. 競争参加資格要件等    | 『共通入札公告』2-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり   |
| 10. 入札手続き日程     | 本書『入札手続き日程』のとおり   |
| 11. 設計業務成果品等の貸与 | 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」   |
| 12. 材料価格等の掲載    | 掲載資料の有無：「有」   |
| 13. 見積活用方式の有無   | 「無」   |
| 14. その他         | 週休2日工事、工事工程表開示試行工事、カーボンニュートラル試行工事（受注者の提案によるカーボンニュートラルに資する取り組みを推進するもの。取り組みを実施した場合は、しゅん功時の工事の成績評定において加点を行う。）                |

以上

## 入札手続き日程

入札公告日		令和7年3月25日
1	審査基準日	下記3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年4月8日まで
競争参加資格確認申請書の提出期限		<p><b>【提出期限】</b>          入札公告の日から令和7年4月8日 16時00分まで          ※『共通入札公告』2-3-2.～2-3-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  [電子入札の場合]          入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。          なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。          ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>[郵送入札の場合]          入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4. 契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は2部とする。          ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p><b>【提出書類】</b>          別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年4月24日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで

		<p><b>【提出期限】</b> 令和 7 年 5 月 20 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』2-3-5. に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p>
6	技術提案書の提出期限	<p><b>【提出方法】</b> 書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部を提出すること。※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p>
7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p><b>【実施期間】</b> 令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 5 月 29 日までを予定</p> <p><b>【実施場所】</b> NEXCO 東日本 北海道支社 会議室 又は Web 会議システム</p>
8	改善技術提案書提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和 7 年 6 月 9 日 16 時 00 分</p> <p><b>【提出方法】</b> 上記 6 に示す技術提案書の提出方法と同じ</p>
9	技術提案書の採否通知日	令和 7 年 6 月 19 日を予定
10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和 7 年 7 月 28 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』の 2-4-1. に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b></p> <p><b>【電子入札の場合】</b> 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p><b>【郵送入札の場合】</b> 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17] 及び別添『様式集に定める入札書様式』に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。</p>

14	開札日時	令和7年7月29日 13時00分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日から令和7年7月7日 16時00分まで</p> <p><b>【受付方法】</b> 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時までに提出すること。</p> <p><b>【受付場所】</b> 契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間 (設計業務成果品等)	<p><b>【貸与申込期間】</b> 入札公告の日から競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日までを予定 (休日を除く 10時00分から 16時00分まで)</p> <p><b>【貸与場所】</b> 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 NEXCO 東日本 北海道支社</p> <p><b>【貸与方法】</b> 契約担当部署への事前連絡後、上記に示す貸与場所において電子媒体を貸与する。別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を事前に2部作成し、貸与を受ける際に持参、提出すること。</p> <p><b>【返却期限】</b> 返却期限・方法については、共通入札公告（工事）2-5-11. を参照のこと。</p>
19	資料の掲載 (参考積算条件書)	<p><b>【掲載資料】</b> ・参考積算条件書 参考積算条件書とは、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。なお、掲載資料は以下のとおりである。</p> <p>(1) 主要な材料の設計単価 (2) 間接工事費の適用工種および補正区分 [見積活用方式を採用の場合] (3) 見積活用方式を採用した工事における当社採用単価※<sub>1</sub>※<sub>2</sub></p> <p>※1 諸経費を除く ※2 総合評価落札方式の高度技術提案型適応工事を除く</p> <p><b>【掲載場所】</b> 弊社HPの本件入札公告情報に掲載。</p>

	<p><b>【掲載日】</b> 令和 7 年 7 月 11 日を予定</p> <p><b>【その他注意事項】</b></p> <p>( 1 ) 参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第 1 条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。</p> <p>( 2 ) 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。</p> <p>( 3 ) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</p> <p>( 4 ) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</p> <p>( 5 ) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>
--	--

競争参加資格要件等一覧表

	工事件名	道東自動車道 占冠地区下部工工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	技術提案評価型	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	無	実績価格調査票の提出の有無	
	入札ボンド	対象		
	履行ボンド	対象		
	JV募集対象	対象		
	審査時期	事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和4・5年度の工事種別（土木工事）の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	土木	
		等級	Ns又はN	Ns又はNで構成する2者JV
	施工実績	対象となる施工実績	平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 軸体高さ（フーチング下端から桁座面までの高さの代表値）5m以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事	
		同種工事	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。 特定JVの代表者にあっては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事（緩和）」の施工実績を有するもの。 なお、2者JVの場合はすべての構成員が30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。	
		同種工事（緩和）	コンクリート橋台又は橋脚の工事  当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名）道東自動車道 シム川橋基本詳細設計	受注者名）（株）日本構造橋梁研究所
			業務名）道東自動車道 本流鶴川第一橋基本詳細設計	受注者名）（株）日本構造橋梁研究所
			業務名）道東自動車道 本流鶴川第四橋基本詳細設計	受注者名）（株）日本構造橋梁研究所
			業務名）道東自動車道 一線沢川橋基本詳細設計	受注者名）（株）建設技術研究所
		施工管理業務の受注者	業務名）道東自動車道 占冠工事区施工管理業務	受注者名）道東自動車道占冠工事区施工管理業務施工管理共同体【信和設計（株）・（株）パートナーズJV】
その他		-		

## 技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点(満点)	30点																						
評価項目	評価点	配点	履行確認対象項目																					
技術提案	非出水期における橋梁下部工のコンクリート品質確保に関する提案	15点	30点																					
	鉄筋組立完了時の出来形管理方法の効率化に関する提案	15点																						
<b>評価基準</b>																								
<p>評価は、評価項目毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第4位以下切捨て）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td><td>内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である</td><td>15.0点</td></tr> <tr> <td>良上</td><td>優と良の中間の提案である</td><td>11.25点</td></tr> <tr> <td>良</td><td>内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である</td><td>7.5点</td></tr> <tr> <td>良下</td><td>良と可の中間の提案である</td><td>3.75点</td></tr> <tr> <td>可（評価無）</td><td>内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である 提案無</td><td>0点</td></tr> <tr> <td>不採用</td><td>技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。</td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価	評価基準	評価点	優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	15.0点	良上	優と良の中間の提案である	11.25点	良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	7.5点	良下	良と可の中間の提案である	3.75点	可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である 提案無	0点	不採用	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	
評価	評価基準	評価点																						
優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	15.0点																						
良上	優と良の中間の提案である	11.25点																						
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	7.5点																						
良下	良と可の中間の提案である	3.75点																						
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である 提案無	0点																						
不採用	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。																							

### ◇留意事

- ① 求める評価項目に対する技術提案の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とする。
- ② 技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。
- ③ 技術提案書は、求める評価項目ごとに記載できる技術提案数は1提案までとし、A4版片面1頁で記載すること。なお、1頁内に複数の技術提案が記載されていると判断した場合は、それぞれを別の技術提案として扱うものとする。
- ④ 1つの評価項目に對し記載された技術提案が1提案を超えて記載されている場合は、1頁の上段から記載された順の1つの技術提案のみ評価を行う。それ以外の技術提案は評価対象としない。  
ただし、1提案を超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除き工事請負契約書第26条の2（評価項目未履行の場合の措置）の対象とする。
- ⑤ 求める評価項目に対する技術提案を不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。
- ⑥ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。
- ⑦ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。
- ⑧ 技術提案に関する標準案は次のとおり。
  - (1) 「非出水期における橋梁下部工のコンクリート品質確保に関する提案」  
東日本高速道路㈱の「設計要領 第二集 橋梁建設編及びコンクリート・構造物施工管理要領」の関連する項目に基づいて行うもの。
  - (2) 「鉄筋組立完了時の出来形管理方法の効率化に関する提案」  
東日本高速道路㈱の「コンクリート・構造物施工管理要領」の関連する項目に基づいて行うもの。
- ◇複数の施工技術を用いた提案の取扱い  
複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。  
ただし、1つの技術提案が複数の施工技術を組み合わせなければ効果が發揮できないなど一体不可分な施工の形態であり、かつ一般的にも同様の組合せで施工されている場合は、当該技術提案は1つの施工技術として扱うが、この場合、当該技術提案が、複数の施工技術の組合せによる一体不可分な施工形態であること及び一般的に使用されていることを示す施工事例等を記載すること。（又は添付資料として添えることも可能とする。）  
なお、施工事例等の記載が無い場合は、当該技術提案は評価の対象としない。
- ◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い  
本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。  
  - ・設計図書（参考図を除く）において示された仕様の変更を伴う提案
  - ・施工管理要領等で規定する基準以上の管理手法の提案
 なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。